

議案第 23 号

公の施設の広域利用に関する協議について

公の施設の広域利用を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町との間において別紙のとおり協議することについて議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 23 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町との間において，公の施設の広域利用に関し協議するため。

別紙

石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき，石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町（以下「協定市町」という。）は，協定市町が設置する公の施設を協定市町の住民が相互に利用すること（以下「広域利用」という。）により，公の施設を利用する協定市町住民の利便性の向上及び交流の促進を図ることについて，次のとおり協定する。

（広域利用施設）

第1条 広域利用の対象とする公の施設（以下「広域利用施設」という。）

は，協定市町が設置する公の施設のうち，別表に掲げるとおりとする。

2 協定市町の住民は，余暇等を利用してスポーツ，レクリエーション，教養文化活動その他の活動をするため，広域利用施設を利用することができる。

（遵守事項）

第2条 協定市町の住民が広域利用施設を利用する場合は，当該施設に係る条例，規則等の規定を遵守しなければならない。

（利用の手続）

第3条 広域利用施設の利用の手続は，当該施設を設置する協定市町の住民と同様とする。

（使用料）

第4条 広域利用施設の使用料は，当該施設を設置する協定市町の住民に係る使用料と同額とする。

（経費負担）

第5条 広域利用施設の維持管理及び運営に要する経費は，当該施設を設置する協定市町が負担する。

（協定の施行）

第6条 この協定は，平成 年 月 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、協定市町が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

石 岡 市 長

行 方 市 長

小 美 玉 市 長

茨 城 町 長

別表（第1条関係）

市町名	施設名		所在地
石岡市	石岡市八郷総合運動公園	運動公園プール 多目的広場 武道館 弓道場 ターゲット・バードゴルフ場	石岡市野田600番地
	石岡市運動広場	芝生広場 テニスコート 植樹等景観整備施設	石岡市野田600番地
	石岡市農業者トレーニングセンター	体育館 トレーニング室 談話室 ステージ 温水シャワー設備 貸し自転車 テント	石岡市野田600番地
	石岡市立学校施設	温水プール	石岡市総社一丁目3番17号
	石岡市朝日スポーツ交流施設	体育室	石岡市柴内630番地
	石岡市海洋センター	体育館 プール	石岡市染谷1415番地
	石岡市立中央図書館		石岡市若宮一丁目6番31号
	石岡市ふれあいの里 石岡ひまわりの館	屋内施設 屋外施設	石岡市大砂10527番地6
行方市	行方市麻生運動場	体育館 弓道場	行方市南269番地1
	行方市北浦運動場	体育館 第1グラウンド テニスコート クロッケーコート ゆうゆう広場	行方市山田2175番地

		第2グラウンド	行方市山田3064番地
		柔剣道場	行方市山田3662番地23
行方市玉造運動場		テニスコート	行方市玉造甲3190番地
		浜野球場	行方市浜2454番地
		泉野球場	行方市玉造甲3251番地1
		弓道場	行方市玉造乙1184番地
行方市玉造B & G海洋センター		体育館 水泳プール	行方市玉造甲3185番地
		艇庫	行方市沖洲14番地
	行方市立図書館		行方市玉造乙1175番地
小美玉市	希望ヶ丘公園	野球場 多目的広場 テニスコート	小美玉市中台418番地
	玉里運動公園	野球場 多目的広場 テニスコート	小美玉市栗又四ヶ2315番地1
	小美玉市小川運動公園	体育館 野球場 多目的広場 テニスコート	小美玉市与沢532番地1
	小美玉市小川B & G海洋センター	プール	小美玉市野田269番地1
	小美玉市玉里B & G海洋センター	体育館 プール トレーニングルーム 艇庫	小美玉市栗又四ヶ2406番地4
	小美玉市小川図書館		小美玉市小川1664番地2
	小美玉市玉里図書館		小美玉市高崎291番地3

	小美玉市やすらぎの里小川		小美玉市中延1508 番地 1
茨城町	運動公園	陸上競技場 野球場 テニスコート プール ターゲットバードゴルフコース	茨城町大字越安 1397番地
		茨城町総合福祉 センター「ゆう ゆう館」	図書館